

防犯灯維持費の補助申請を受け付けます

市では、自治会等で平成22年度中に支払った防犯灯の維持費（電気料金）の一部を補助しています。

■申請期限 2月18日（金）

■補助対象 自治会等が設置して電気料金を支払っている防犯灯（公衆街路灯）で、広告灯およびこれに類する照明施設を除いたもの。

■補助額 平成22年度中に支払った電気料金の3割以内

■問合せ 市庁舎本館危機管理課
交通治安係

TEL0897-52-1284

○各総合支所総務課
総務調整係

勤労者の教育資金を融資します

市では四国労働金庫と協同で、勤労者とその家族の教育資金を融資しています。

■融資の対象者

市内に居住または居住しようとする勤労者で、次の要件すべてに該当する方
○20歳以上60歳以下

○同一の事業所に1年以上勤務している

○市町村税を完納している

○前年の所得が200万円以上1000万円未満

■融資額 200万円以内

■融資金の使途

高校卒業後、就学年2年制以上の学校における教育に必要な費用

■問合せ

市庁舎本館商工労政課
労政雇用係

TEL0897-52-1482

○四国労働金庫西条支店

TEL0897-56-2864

国の教育ローン

国の教育ローンは、高校や大学などの入学・在学にかかる費用を日本政策金融公庫が融資する公的な制度です。

一人につき300万円以内の利用ができ、在学期間内は利息のみの返済とすることもできます。

■問合せ

教育ローンコールセンター

TEL0570-008656

※右記の番号が利用できない場合は、TEL03-5321-8656へ。

大学奨学資金貸付の申し込みを受け付けます

経済的な理由で大学への進学が困難な方に、市では奨学資金（入学支度金・修学金）の貸付をしています。

※ほかの奨学金などを受ける方は利用できません。

■申込期限 3月10日（木）

■貸付予定人員

○入学支度金 2人

○修学金 5人

■貸付対象者の要件

○修学金の貸付を受ける要件を備えている方の親権者または成年後見人

修学金

○日本国民で、引き続き3年以上西条市に住所がある方の子弟で、4年以上の大学に進学される方

○学業・人物ともに優秀な方

○学資の支払いが困難であると認められる方

■貸付額

○入学支度金 30万円以内

○修学金 月額3万円以内

■貸付金返還

○貸付金は無利子で、修学金貸付期間終了後、1年間据え置かれます。

○入学支度金は4年間で、半年ごとに3万7500円を償還していただきます。

○修学金は8年間で、半年ごとに貸付金額に応じて償還していただきます。

■問合せ

市庁舎別館学校教育課
学務係

TEL0897-52-1252

校区外通学の許可申請

小・中学校の通学区域は市教育委員会が設定し、児童生徒の居住地によつて通学する学校を指定しています。

ただし、次の要件に該当する場合は、保護者からの申請によつて校区外通学を許可しています。

■校区外通学の要件

○身体的事情、家庭的事情など、市教育委員会が認める事情がある場合

○浦山小学校または田灌小学校へ通学を希望する場合

■問合せ

市庁舎別館学校教育課
学務係

TEL0897-52-1252

○各総合支所内

市教育委員会各分室

身体障害者の運転免許取得費・自動車改造費を助成

身体に障害のある方が自動車の運転免許を取得もしくは自身が運転できるように自動車を改造する場合、その経費の一部を助成します。

■運転免許取得費の助成

○障害種別等

種別等級は問いません。

○助成の対象

普通一種免許の取得に係る経費の2分の1以下

○助成の限度額 10万円

■自動車改造費の助成

○障害種別等

上肢、下肢、体幹機能の障害がある方

○助成の対象

ハンドル、アクセル、ブレーキなど、障害者が運転できるように改造する経費

○助成の限度額 10万円

※自動車改造費の助成には、所得制限があります。

■申請先

市庁舎別館社会福祉課
障害者福祉係

TEL0897-52-1214

○各総合支所市民福祉課

福祉係（東予）

市民福祉係（丹原・小松）